

○荇田町遊休農地解消支援事業補助金交付要綱

令和5年2月16日制定

第1条 (補助金の名称)

補助金の名称は、荇田町遊休農地解消支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

第2条 (補助金の目的)

町内の遊休農地の再生利用と、農地の確保及びその有効活用を促進し、荒廃した農地を引き受けて作物生産を再開する農業者に対して助成を行い、生産力の低下、有害鳥獣や害虫の発生等の問題解決を図ることを目的とする。

第3条 (定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 遊休農地 農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項第1号に規定する農地(1号遊休農地)と判断された農地をいう。
- (3) 再生作業 農地の障害物除去、深耕、整地又はこれらの作業と併せて行う土壌改良をいう。

第4条 (補助対象者)

補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、遊休農地について所有権又は使用貸借による権利を取得した農業者であつて、当該遊休農地の荒廃につき責任を負うべき者ではないと町長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である場合
- (2) 補助対象者(団体にあつてはその役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

- (3) 補助対象者(団体にあつてはその役員)が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

第5条 (補助対象事業および補助金の額等)

補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)および補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

補助事業	補助金の額	補助金の交付回数
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条に規定する町内の農業振興地域内の遊休農地における再生作業	農地10アール当たり30,000円 (ただし5年以上の権利設定を行った場合は農地10アール当たり20,000円を加算する)	1農地当たり1回限り

- 2 補助金の総額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第6条 (補助金の申請)

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、苧田町遊休農地解消支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第7条 (補助金の交付決定)

町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、苧田町遊休農地解消支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定をするときは、再生作業を実施した農地において引き続き3年以上耕作することその他必要な条件を付することができる。

第8条 (補助事業の変更等)

補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、苧田町遊休農地解消支援事業変更・中止申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、苅田町遊休農地解消支援事業変更・中止決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により承認決定をするときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は必要な条件を付することができる。

第9条 (審査)

町長は、第8条第1項又は前条第2項の規定による審査を行うときは、必要に応じて苅田町農業委員会その他関係者の意見を聴くことができる。

第10条 (実績報告)

補助対象者は、補助事業を完了し、又は中止したときは、苅田町遊休農地解消支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を、補助事業を完了した日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

第11条 (補助金の請求)

補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条に規定する苅田町遊休農地解消支援事業補助金実績報告書の提出と同時に、又は提出後に、苅田町遊休農地解消支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、補助事業が適正に完了したと認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第12条 (補助金の交付の取消し等)

町長は、交付決定者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

第13条 (委任)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和10年3月31日までとする。